

1、優待券の交付に係る税務処理

2、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の計算

今回は、二つの事例について研究します。

一つは、「優待券の交付に係る税務処理」について。平成22年10月8日付の最高裁などを元に、接待交際費の要件、更には、収入計上の要否について解説します。この事案は、オリエンタルランドが重要取引先に交付していた、優待入場券のコストが交際費なのか争ったもの。税実務としては交際費課税の対象となる支出範囲を考えるに当たって注目事案です。

二つ目は、いわゆる二重課税判決における「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の計算」について。遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならない判決がありますが、ここでは事例を元に雑所得となる年金の計算の考え方やその方法について解説します。

租税調査研究会：税務に関するシンクタンク。所得、法人、消費、資産、査察、国際、徴収を専門にした国税OB税理士が所属。税務審理・調査などのアドバイス及び教育などを手がけて

日 時 平成29年9月5日(火)

16:00～18:00 (受付開始15:45)
*懇親会 18:30～ 開催いたします(有料)

会 場 REX アドバイザーズ/租税調査研究会事務局

東京都千代田区永田町2-14-3 東急プラザ赤坂10F

受講料 会員無料 定員になり次第〆切とさせていただきます。

懇親会費 4000円(1人につき)

申込方法 受講申込書にご記入の上、FAX(03-5510-1132)もしくは、e-mail(tax@zeimusoudan.biz)にてお申し込みください。お申し込み受け付け後、e-mailにて受講確認の連絡をさせていただきます。

講師



【税理士】
黒田治彦

国税庁個人課税課課長補佐、東京国税不服審判所副審判官、東京国税局課税第一部資料調査課統括国税実査官、雪谷税務署長、国税庁監督評価官副室長、板橋税務署長、豊島税務署長。平成26年7月退職。同年8月税理士登録。一般社団法人租税調査研究会理事・主任研究員。

お申し込みFAX番号:03-5510-1132 申込日:平成 年 月 日

受講申込書	1、優待券の交付に係る税務処理 2、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の計算 ◆懇親会 <input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席 ※いずれかにチェックをお願いします。		
【受講者氏名】 <small>フリガナ</small>		【会社名・事務所名】	
【ご住所】〒		【TEL】	
		【FAX】	
【E-mail】			
お問合せ先	一般社団法人租税調査研究会 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-3 東急プラザ赤坂11F(担当:宮口) TEL:03-3539-2929 FAX:03-5510-1132 E-mail tax@zeimusoudan.biz URL http://zeimusoudan.biz/		